

知っていますか？

地域共生社会の実現に向けた 養護老人ホーム 活用ハンドブック



ハンドブックについて

- このハンドブックは、地域共生社会の実現に向けて、①行政や、②地域（医療）連携室などの医療機関、③社会福祉協議会や地域包括支援センター、民生委員など地域の関係者の方々が、養護老人ホームを知り、養護老人ホームをより活用していただけるよう、それぞれ項目別にまとめたものです。
- 特色のある6つの事例を紹介しています。養護老人ホームが単に施設入所だけではなく、地域活動や地域支援に取り組んでいる姿と、地域での活動を実践するためのヒントを提示しています。
- 行政や施設の関係者だけではなく、地域住民の方や地域において福祉に携わっていらっしゃる方にも、広く養護老人ホームを知っていただければ幸いです。

養護老人ホームとは？

- 養護老人ホームは基本的に、現在の環境（人的、住環境的等）での生活が難しく、経済的にも課題がある65歳以上の高齢者が市区町村の措置によって入所できる施設です。
- 食事サービスや機能訓練、その他の日常生活で必要な便宜を提供することにより、入所された方が自立した生活を送れるように支援します。
- 養護老人ホームへの入所については市区町村長の措置（行政処分）決定が必要です。特別養護老人ホームとは施設と利用者との直接契約で入所ができる点で異なります。

どんな人が対象なの？



養護老人ホームの入所者像（一部）

独居の高齢者	要支援者（要支援認定を受けている方）	ホームレスの方
無年金など経済的に困窮した方	要介護者（要介護認定を受けている方）	以前に犯罪を犯した方
虐待を受けている高齢者	賃貸住宅から立ち退きを受けた方	他の法律に基づく施設に入所できない高齢者
身体的な障がいをお持ちの方	認知症や精神的な障がいをお持ちの方	

※このほか、緊急を要する短期入所など、例外的な入所もあります。

では、具体的にはどういう人が入所しているの？



自営業の息子さん家族と生活していたAさん。息子さんの家業が行き詰まり、息子さんとAさんの関係が悪化。息子さんはAさんに手を上げるようになってしまいました。自宅での生活に不安を感じたAさんは家を出てしまい警察が保護。市役所の担当者との面談のうえ、自宅での生活が困難と市が判断し、養護老人ホームへ入所となりました。

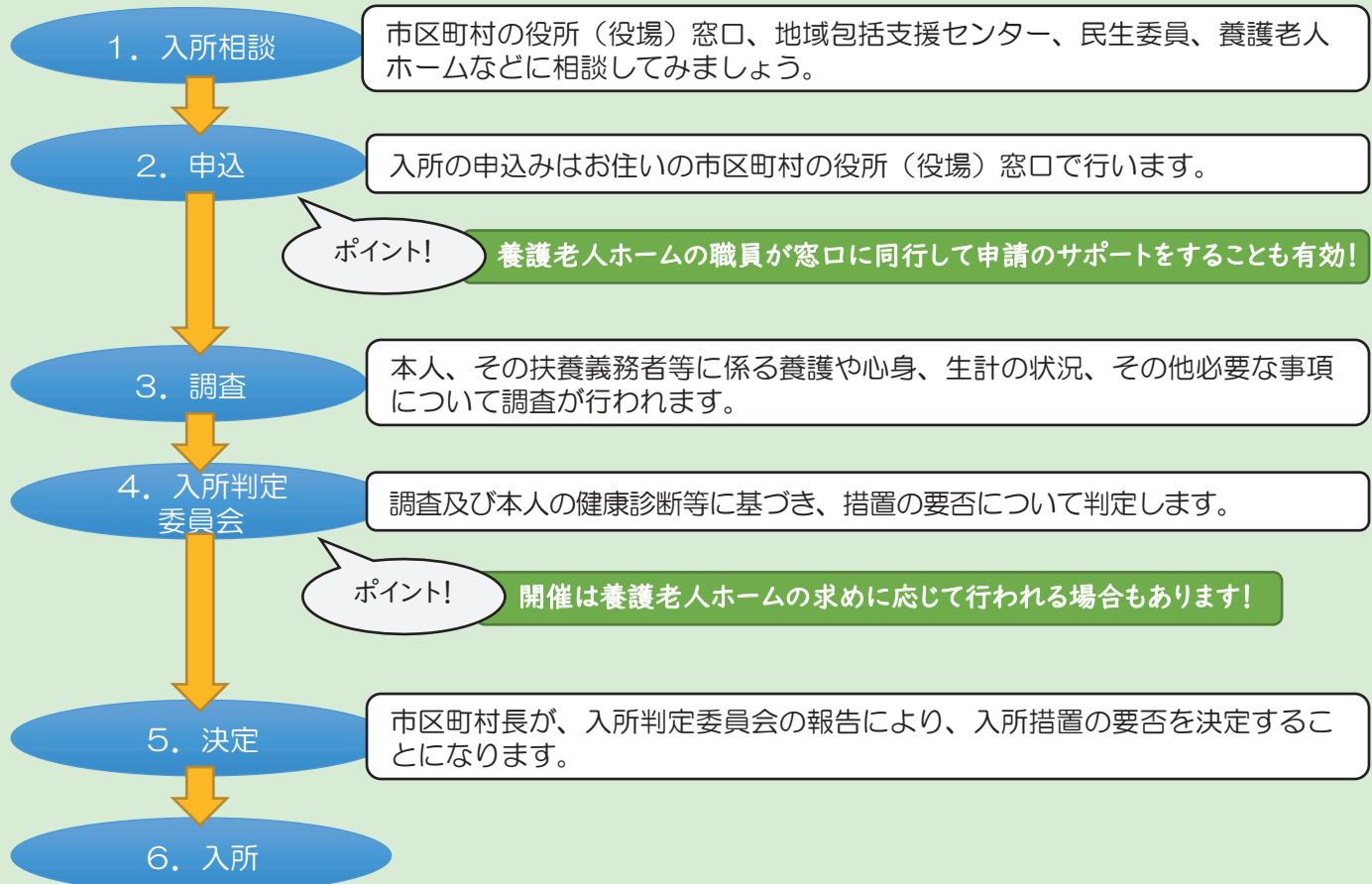
入所後はAさんと息子さんの関係を市担当者が調整し、数か月後にAさんは息子さん家族と再度生活するようになりました。

在宅で一人で生活していたBさんは、軽い認知症を発症。生活への不安からか在宅生活に必要な年金を担保としてお金を借りたうえ、そのお金を生活費以外に使ってしまいました。生活が困難となったBさんは市役所に相談し、市が在宅での生活は困難と判断して、養護老人ホームへ入所となりました。

入所後、借りたお金の返済は終わりましたが、認知症も徐々に進行していることから、養護老人ホームでの生活を継続することとなりました。



入所までの流れは？



※入所までの流れなど具体的な内容については、お住まいの市区町村またはお近くの養護老人ホームへお問い合わせください。

費用はどれくらいかかるの？

○費用は前年度の収入によって段階的に変わり、概ね「0～14万円程度」になります。

○「要支援」や「要介護」の認定を受けている入所者が、個別に介護サービスを契約して利用することや、その施設が「特定施設入居者生活介護*」の指定を受けている場合はその施設で介護保険のサービスを受けられますが、その分の費用（本人負担分）が必要となります。費用については、お住まいの市区町村またはお近くの養護老人ホームへお問い合わせください。

*「特定施設入居者生活介護」とは、入所されている要介護者に対して、介護サービス計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護、他の日常生活上ならびに療養上の支援、機能訓練等を行うことです。

入所する方法は他にあるの？

○養護老人ホームへの入所は、基本的に市区町村の措置によりますが、住まいの確保や地域共生社会の実現の観点から、その養護老人ホームの定員の20%以内において、「契約入所」による受け入れを行っている施設もあります。

○例えば、デイサービスの利用者の家族が体調を崩し、自宅での生活が困難となったため、特別養護老人ホームへの入居が決まるまで入所したケースや、豪雪地域において冬に自宅で生活することに不安があるため、雪解けの時期になるまで入所しているケースがあります。

※契約入所の実施の有無は養護老人ホームによって異なり、すべての施設で実施しているわけではありません。また、措置入所が前提で、措置入所が必要な者に支障を及ぼさないよう配慮したうえで、受入に余力がある養護老人ホームの場合に限ります。

※市区町村には①入所措置すべき者の適切な把握、②入所判定委員会の定期的な開催、③所在地以外の養護老人ホームも含めた広域的な施設の活用など、必要な者への措置制度の適切な活用が求められています。（「養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取組の促進について」（老高発0702第1号 厚生労働省老健局高齢者支援課長通知））

養護老人ホームと行政

そち 措置制度ってなに？

- 「措置」制度とは、行政（市区町村）が入所を希望する人や入所を必要と判断した人に、どのような支援が適切かを判断してサービスなどを行う制度です。特別養護老人ホームは施設と利用者の契約によりますが、養護老人ホームの場合は市区町村が委託して入所することとなり、市区町村長の決定が必要です。

Q：要介護や要支援など、要介護認定を受けている場合でも入所（申請）はできますか？

Q：要介護認定を受けている人は入れないと聞きましたが、本当に入所できないのですか？

よくある質問

A：要介護認定を受けていても、入所（申請）はできます。現在の老人福祉法では入所要件を「環境上の理由及び経済的理由」としています。これは「身体上若しくは精神上」の理由は問わないという趣旨で、「身体上若しくは精神上」の理由を有する方を措置（入所）の対象外とするものではありません。



国からの財政的な措置はないの？

- 入所者からの費用を除き、養護老人ホームに措置された方に対して、その市区町村が負担する費用（養護老人ホーム保護費負担金）は従来、国庫負担金として市区町村へ予算化されてきましたが、その後の地方分権により平成17年度から一般財源化され、現在は地方交付税により国から市区町村へ財政的な措置が行われています。

- この養護老人ホーム保護費負担金等は、地方交付税を算定するために必要な人口や面積などの単位費用を計上して、養護老人ホームの被措置者数などに応じて補正を行い、各市区町村の需要額を算定しています。

養護老人ホームが期待されることとは？

- 市区町村が養護老人ホームへ期待することとして、今後の高齢者支援では「DVや虐待被害を受けた高齢者の緊急的な保護（シェルター）」、これからの地域共生社会の実現に向けてでは「相談を受け止める役割（断らない・他へつなげる相談支援）」が最も期待されています。

【今後の高齢者支援において養護老人ホームへ期待する役割】（上位3つ）

①DVや虐待被害を受けた高齢者の緊急的な保護（シェルター）	93.0%
②困難な生活課題を抱える高齢者への入所等支援	92.4%
③家族からの支援を期待することが困難な高齢者への入所支援	89.4%

【地域共生社会の実現に向けて養護老人ホームへ期待する役割】（上位3つ）

①相談を受け止める役割（断らない・他へつなげる相談支援）	68.5%
②孤独を防ぎ、社会とのつながりを回復する参加支援の役割	65.5%
③支援を必要とする人とつながり続ける支援を担う役割	58.3%

【事例1】要介護認定(要介護2)を受けている方の措置入所 — 養護老人ホーム A園(岐阜県) —

入所に至った経緯

Aさんは、母親が亡くなつてからは独居生活を送っていましたが、外出先で転倒して骨折し、入院した頃から認知症の進行が顕著にみられるようになりました。退院後は在宅への復帰は困難と判断されて有料老人ホームへ入居されましたが、精神面で不安定となり、乱暴な行為や施設を無理やり出ていこうとする行為から、その有料老人ホームを退所し、自宅に戻りました。

自宅では、デイサービスとヘルパーサービスを利用して常時支援を受ける環境で独居生活を継続していました。しかし、外出しても迷子となって帰宅できずに警察へ保護され、また物忘れもひどく、家事なども十分ではないなど、独居生活の継続は困難と思われる問題が多数みられるようになりました。この時、Aさんは80歳代で、「要介護2」の要介護認定を受けていました。

こうした認知症状の悪化により、Aさんの家族が担当のケアマネージャーへ相談し、そのケアマネージャーから施設へ相談がありました。また、Aさんを担当していたヘルパーからも、在宅での生活は困難であり、早期の施設入所が望まれるとの連絡もありました。

このような経緯から、家族も早く入所させたいとの意向が強く、Aさんの状態から養護老人ホームへの入所が適当との判断から、施設への措置入所となりました。

入所後の様子

Aさんは入所した当初、帰宅願望から精神的に不安定となることもありましたが、それまで利用していたデイサービスへ週1回通い、家族の方にも週1回程度の面会をお願いし、馴染みのある家族やデイサービス職員とのつながりを継続しました。また、入所する1か月前から施設で昼食を取る機会を設け、施設の環境や職員に慣れる時間を作りました。そうしたことから、Aさんも徐々に安定し、落ち着いた生活を送ることができます。

ポイント!

要介護3以上の方を受け入れている施設もあります。

【事例2】虐待(身体的)による緊急入所 — 養護老人ホーム B園(北海道) —

入所に至った経緯

BさんはA県に生まれた後、B県へ転居し、結婚して2子をもうけた後にC市にて暮らしていました。子どもたちが独立し、夫と死別した後、単身でD県に転居し、その後、E市で長男家族と同居生活を送っていました。

長男家族との同居生活を始めた5年後、Bさんの友人であるCさんが、Bさんと久しぶりに会った際、Bさんから同居家族より暴力を振るわれているとの訴えがあり、身体にあざもあったことから、Cさんは地域包括支援センターへ相談しました。相談を受けた地域包括支援センターと市役所の保健師がBさんと面会し、その後も接触を続けたところ、同居家族と別居する意志が固いことを確認し、養護老人ホームへの入所申請を行いました。

しかし、その入所手続の期間中、CさんからBさんが同居家族から暴力を受けたとの相談が再びあり、緊急受入として対応、その後に養護老人ホームへの措置入所となりました。

入所後の様子

Bさんは80歳代でしたが、介護保険は未申請で、身体状況は自立している方でした。認知面は年齢相応でしたが、コミュニケーション能力は高く、施設職員との会話もスムーズでした。

Bさんは入所後、施設での生活にも慣れて、活動的かつ落ち着いて過ごしています。虐待が解消されたことで「安心した」との声も聞かれ、表情も和らいでいます。行政と地域包括支援センターがBさんの長男家族と話し合った結果、そのうちの家族が身元引受人となり、入所後に何度もBさんへ面会に訪れています。

行政、地域包括支援センター、養護老人ホームが連携し、それぞれに責務を果たしたことにより、養護者であるBさんと虐待を行つてしまっていた家族とで適切な距離感を保ちつつ、施設職員による見守りのもと、高齢者の尊厳を守ることができました。

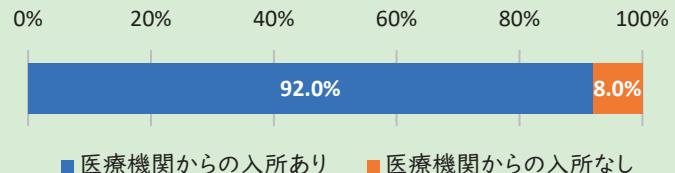
ポイント!

この他にも経済的虐待や介護放棄、ホームレスなどの緊急的な一時保護による入所もあります。

養護老人ホームと地域(医療)連携室

医療機関からは入所しているの?

- 9割以上の養護老人ホームには、医療機関から入所している方がいます。



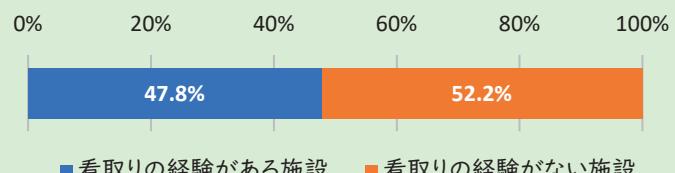
医療的ケアが必要な入所者はいるの?

- 半数以上の養護老人ホームでは、医療的ケアを必要としている方が生活しています。

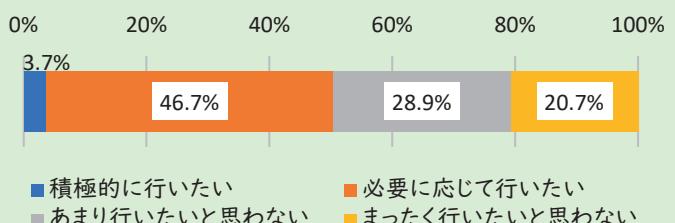


看取りは行っているの?

- 約半数の養護老人ホームでは、看取りを行ったことがあります。



- 約半数の養護老人ホームが今後、看取りに取り組む意向があります。



[出典:令和2年度老人保健事業推進費等補助金「地域共生社会の実現に向けた養護老人ホーム及び軽費老人ホームのあり方に関する調査研究事業」調査報告書]

措置入所と契約入所のちがいは?

- 養護老人ホームへの入所は基本的に措置入所によるもので、申込や調査などの必要な手続きを経た後、必要な方に對して市区町村長の決定により市区町村が養護老人ホームに委託して入所することとなります(2ページ参照)。
- その中で、措置入所が必要な者に支障を及ぼさないように配慮したうえで、受入に余力がある場合に限り、居住に課題を抱える方への活用として、養護老人ホームと入所者の直接契約による入所(契約入所)もあり、退院された方などによる利用例があります。

CASE1

心不全で入院していた60歳代の男性は、退院後に自分で食事や健康の管理が難しく、家族からの援助も期待できずに経済的に厳しい状況にあったことから、養護老人ホームへ措置入所となりました。

CASE2

糖尿病の悪化で入院した70歳代の男性は、退院後すぐに自宅での生活は難しく、同居する家族への負担も大きいことから、利用可能な施設が決まるまでの間、養護老人ホームへ契約により入所しました。

CASE3

80歳代の女性は、病院を退院後に本人の希望で自宅で生活していましたが、同居していた家族より介護が大変との相談があり、特別養護老人ホームへの入所が決まるまで契約により入所しました。

※ただし、契約入所はすべての養護老人ホームで行っているわけではありません。また、契約に関する書類や利用料金等は、契約入所を実施している養護老人ホームによって異なります。

〔事例3〕 地域(医療)連携室からの相談による措置入所

— 養護老人ホーム C園(福岡県) —

地域(医療)連携室との連携

月1回程度、施設のパンフレットを持参して地域(医療)連携室を訪問し、養護老人ホームの周知のために制度や仕組みを説明しつつ情報収集を行い、関係づくりに努めています。そうしたことから、地域(医療)連携室より退院できる状態の患者が退院後の自宅での生活に困難があり、入所できる施設を探しているとの問い合わせや、介護施設には該当しないが帰る家も行き場もなく困っているなど、退院予定の患者に関する相談が寄せられるようになりました。入所に至らないケースもありますが、その場合は別のところにつなぎ、以前と比べて措置入所に該当しそうな方の相談が頻繁になりました。また、施設見学も隨時行っており、地域(医療)連携室の方にも積極的に見学してもらい、養護老人ホームがどのような施設なのか、入所者の生活の様子など、その生活環境も理解してもらっています。

入所に至った事例の経緯

60歳代のAさんはB県で生まれ、高校を卒業後、建築関係の会社をいくつか経た後に独立し、大工として自営業を営んでいました。結婚はするも子どもはおらず、離婚して独居生活となった後、施設所在地のC市へ移住し、日雇いの仕事をしながら生活していました。

その後、慢性心不全で緊急入院し、改善が見られたために退院許可となりましたが、自分で食事や健康の管理は難しく、仕事にも就けないために経済的にも厳しい状況でした。親族はいるものの姉とは疎遠であり、近くに住んでいる妹にはこれまで何度も金銭的の要求をしていたため、妹からの援助も難しく、戻る家もない状況でした。そうしたことから、地域(医療)連携室より施設へ相談があり、生活相談員と家族とで市役所へ相談に行き、入所を申請しました。

入所後の入所者の様子

入所された当初は、他の入所者との年齢差があり、なじむまでに時間がかかりましたが、徐々に職員にも心を開き、積極的に話をするようになりました。自転車で近隣まで散歩に出かけて気分転換を図り、規律を守りつつ楽しみながら生活しています。入所後は家族への金銭的の要求もなく、家族との関係も良好です。

ポイント!

養護老人ホームへの入所の場合、まずは養護老人ホームの生活相談員へお尋ねください。

〔事例4〕 地域(医療)連携室からの契約入所

— 養護老人ホーム D園(山梨県) —

入所に至った経緯

Aさん(70歳代、男性)はB県で内縁の方と生活していましたが、脳梗塞により失語症も併発しました。そのため、入院により治療を行い、その後はリハビリテーション病院へ転院しましたが、自宅で同居していた方も高齢のため、退院後のAさんの面倒を見ることが難しい状況でした。

そこで、病院の地域(医療)連携室の生活相談員がAさんの親族を探したところ、山梨県内に親族のCさんがいることが分かり、Cさんも「Aさんが県内にいる状況であれば協力できる」とのことでした。しかし、両者は長年、交流がない状態で、CさんもAさんの状況を把握しておらず、退院後すぐに同居することに不安を感じていました。

そうしたことから、地域(医療)連携室の生活相談員は、Aさんの状態から養護老人ホームへの入所が妥当と考え、Cさんのいる山梨県内の施設を探していました。ただし、B県から県外への措置はできず、施設所在地の自治体でも措置はできない状況でしたが、個人による契約であれば可能とのことで、契約による入所となりました。

入所後の入所者の様子

Aさんは入所後、施設での生活にすぐに慣れ、簡単な会話であれば口頭で受け答えもでき、日常生活において施設職員はAさんへ声掛けを行う程度でほぼ自立した生活を送っていました。親族であるCさんもAさんの様子を見て、同居することができるとの判断し、自宅を改修して生活環境を整備しました。その後、Aさんは退所されてCさんと一緒に穏やかな生活を送っています。

ポイント!

諸事情からすぐに措置入所が難しい場合、契約入所の後に措置入所となるケースもあります。

※事例1～4につきましては、個人情報保護の観点から施設名を伏させていただきました。

養護老人ホームと地域共生社会

地域共生社会ってなに？

- 「地域共生社会」とは次のように示されています*。

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

*「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会）最終とりまとめより。

- この「地域共生社会」の実現をめざし、養護老人ホームは行政や社会福祉協議会、民生委員などの関係機関と連携して、地域の高齢者の生活を守ります。



地域の高齢者の不安とは？

- 地域で暮らす高齢者の不安には、例えば、次のようなことがあげられます。

- こうした地域の高齢者に関する不安（または高齢者が抱える困りごと）について、「地域共生社会」の実現に向けて、養護老人ホームが解決の糸口となる場合があります。



養護老人ホームはどこにあるの？

- 養護老人ホームは全国で947施設あります（2020年4月現在*）。

- 全国の1,741市区町村のうち、養護老人ホームは689市区町村に所在しています*。

- お住まいの市区町村に養護老人ホームが所在していない場合でも、近隣の市区町村には所在していますので、まずはお住いの市区町村や地域包括支援センター、お近くの養護老人ホームなどへお気軽にお問い合わせください。

*各都道府県や指定都市などのホームページ掲載の施設一覧における集計結果によります（2020年4月現在）。

〔事例5〕空き家を活用した生活困窮者への支援 — 養護老人ホーム常楽荘（大分県豊後大野市）—



空き家を借り上げて運営している「くすのきハウス」



元気になって労働者として配食をお手伝いする入居者

活動のきっかけと経緯

常楽荘のある豊後大野市は、県下でも高齢化率がとても進んでおり、施設へ入所される高齢者も多くいる地域です。法人では、平成21年4月に市から養護老人ホームが譲渡されて以来、事業を運営していく中で、施設への入所に依存するのではなく、在宅での生活を継続するために何かできることがあるのではないかと考えて、市と協議を重ねてきました。

そこで、厚生労働省の「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」に応募し、平成26年度から3か年で事業を実践してきました。平成29年度からは市の独自事業として委託を受けて事業活動に取り組んでいます。

活動の目的と概要

活動の対象は、介護保険の入り口付近にいる方で、生活力が低下してしまい、不安定な生活を送っている人々であり、「施設じゃなくても地域で暮らせる」を合言葉に共同生活を開始するというもので、空き家を活用した低所得高齢者等への生活支援です。地域の方々との関わりを大切にしながら、地域住民として暮らしていくことを目標としています。

施設に近く、タイムリーに生活支援ができる範囲で、それぞれ「くすのきハウス1」「くすのきハウス2」と名付けられた2つの空き家に、対象となる方が入れ替わりながら、常時2~4名の方々が同居されています（この他にも民家ではない2つの「くすのきハウス」があります）。

施設の職員は「くすのきハウス」に常駐はしていませんが、その日の生活状況の確認や血圧測定などの健康管理、施設での食事の提供、ハウスの清掃など、必要最低限な生活支援のほか、地域の行事への同行などを行っています。

活動の運営方法

「くすのきハウス」への入所は、まず窓口である市の高齢者福祉課へ申し込み、関係者による「くすのきハウス」への入所判定会議で決定します。費用は1日1,900円ですが、減免となる場合もあります。また、市が事務局となり、医療をはじめとした幅広い関係者で構成される「企画委員会」にて、この活動の具体的な運営内容が協議されます。そのほか、法人が事務局となり、「くすのきハウス」のある自治会長や民生委員など、直接関係している方々で構成された「運営委員会」にて、「くすのきハウス」の住人への具体的な支援内容や入居後の報告等が行われています。

さらに、近年では市の担当者や包括支援センターの職員、相談者などが一同に会して入所を検討する仕組みができ、これらの委員会や会議により、困っている「今」に即、対応できる支援づくり体制が築かれています。

事業に係る費用は市からの委託金の他、施設の負担分もありますが、それらは公益的活動に位置付けています。

活動の成果

奥様に先立たれてごみ屋敷と化してしまったご自宅に住んでいた方や、アルコール依存症などから家族とは絶縁状態となり、借金を抱えていた方など、それまでの生活で困窮されていた方々が「くすのきハウス」に入居されています。

全く知らない者同士の共同生活の中で、衣食住の環境が整うと元気を取り戻し、地域での草刈りや剪定作業、施設内の畑での野菜の栽培、グループホームやデイサービスセンターへの配食のお手伝いなど、労働者として地域に出かけて作業をしています。夢も希望も潰えた人々に再生の機会を提供することができ、再び輝ける人生を送られています。また、職員自らの仕事に対する自己評価にもつながっています。

今後の展望

現在、「くすのきハウス」では週1回、地域住民の方々へサロンとしてリビングを開放し、「くすのきハウス」の住人や施設の入所者も参加しています。職員による生活支援以外でも、地域の方々が住人の様子を見守ってくれています。今後も、地域で安心して暮らせるよう、市や関係者、地域と連携・協力しながら、地域で生活に困窮している方々への支援を続けていきます。この活動を通して、養護老人ホームの持つ本来の役割や機能が、改めて地域の中で評価されるはずです。



養護老人ホームの地域における活動の意義

どうして施設が地域で活動するの？

- 平成28年度の社会福祉法改正により、社会福祉法人は「地域における公益的な取組」を責務となりました。
- 高齢者をはじめ子どもや障がい者などすべての人々が地域で暮らし、生きがいをともにつくり、高め合うことのできる「地域共生社会」の実現がうたわれています。
- 社会福祉法人の公益的な性格から、入所者の福祉ニーズに対応することはもちろん、今ある制度で対応が難しい地域のニーズを積極的に把握して、地域の関係者などと連携を図りながら対応していくことが求められます。
- 養護老人ホームが考える施設の役割として、今後「DVや虐待を受けた高齢者の緊急的な保護（シェルター）」、「相談を受け止める役割」が最も担うべき役割と捉えています。

【今後の高齢者支援において養護老人ホームが担うべきと考える役割】（上位3つ）

①DVや虐待を受けた高齢者の緊急的な保護（シェルター）	97.9%
②困難な生活課題を抱える高齢者への入所等支援	96.9%
③家族からの支援を期待することが困難な高齢者への入所支援	94.4%

【地域共生社会の実現に向けて養護老人ホームが担うべきと考える役割】（上位3つ）

①相談を受け止める役割（断らない・他へつなげる相談支援）	90.2%
②支援が必要な人とつながり続ける支援を担う役割	85.0%
③孤独を防ぎ、社会とのつながりを回復する参加支援の役割	84.2%

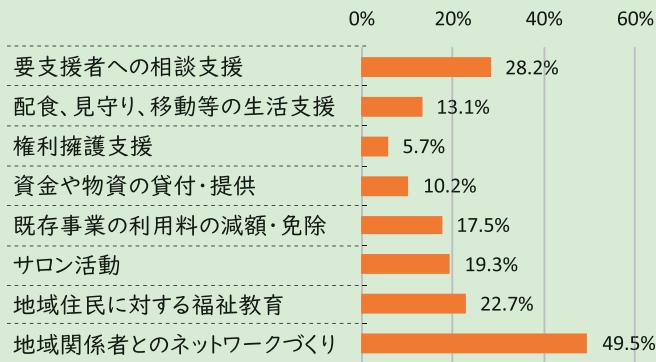
〔出典：令和2年度老人保健事業推進費等補助金「地域共生社会の実現に向けた養護老人ホーム及び軽費老人ホームのあり方に関する調査研究事業」調査報告書〕



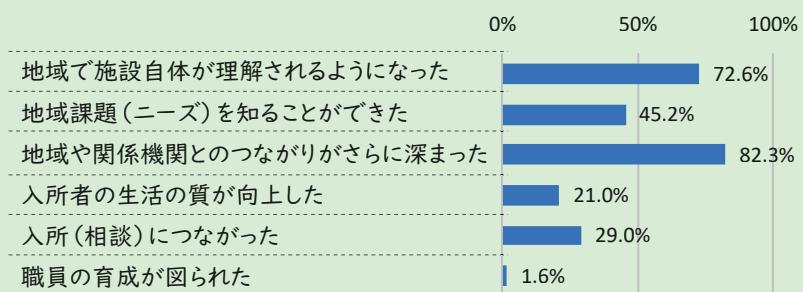
施設が活動している内容やメリットは？

- 養護老人ホームの役割や活動のメリットから、地域に出て、地域とつながり、地域を知ることで、施設が地域共生社会実現の一翼を担うことができ、施設が地域の課題に取り組むことにより、その地域での施設の信頼性や存在意義を高めることにつながります。

養護老人ホームにおける地域活動の内容



養護老人ホームにおける活動のメリット



〔出典：令和2年度老人保健事業推進費等補助金「地域共生社会の実現に向けた養護老人ホーム及び軽費老人ホームのあり方に関する調査研究事業」調査報告書〕

〔事例6〕多彩な活動により地域とともに生きる社会をめざして — 養護老人ホーム鳥取市なごみ苑（鳥取県鳥取市）—

活動のきっかけと経緯

法人では、社会福祉法人の役割として「地域への取り組み」が重要であると考えてきました。そこで「地域の勉強会」を開いて地域住民の方々にご参加いただき、介護や福祉を取り巻く現状と地域が抱えている課題について考え、たくさんの意見をいただきました。その中には「窓口がよく分からぬ」「施設や介護保険について知りたい」といった声があり、この勉強会を通じて①相談窓口としての機能、②地域のニーズを知る努力、③幅広いニーズへの対応、④講師派遣と自己研鑽が求められることを感じ、2015年頃から下記の各種活動につながっていきました。

①介護技術講習会

施設の職員が講師となり、広く地域の方を対象として介護技術に関する講習会を年1回、定期的に行ってています。「高齢者の心理の理解」とする講義や、片側の腕と足を固定させ、半身まひを想定したうえでの衣類の着脱操作や杖歩行、階段昇降などの疑似体験が内容です。

参加者からは、本人の不安や苛立ち、行動範囲が制限されることの苦労、さりげない支援による人の温かさといった気付きが得られ、この講習会をきっかけに地域住民の輪が広がっています。また、私たちも改めて身が引き締まるとともに、地域とつながっている喜びを感じています。



介護技術講習会での講義と疑似体験

②社会復帰を目指す方への貢献活動

施設では、社会貢献活動の一環として触法の方を受け入れ、社会復帰を目指す方への支援を行っています。この取組は、対象の方が高齢者施設などにてボランティア活動を行っている中で、保護監察官の方より施設へ支援の依頼があり、協力できるならと始めたものです。年に5~6名程度の依頼があります。

対象の方は、施設に2~3日通い、保護監察官の付き添いのもと、レクリエーションのお手伝いなど介護現場を体験します。若い方からご年配の方までさまざまであり、多くの人にとって介護現場は初めてで、中には高齢者と接すること自体が初めての方もいます。

その中で、10歳代で衝動性や共感性のなさが目立っていた方が、再受験した後に学校に通い始めたケースや、長い間無職であった40歳代の方が通所介護事業所へ就職したケースなどがあり、入所者と接することで人とふれあう喜びを感じた方が多くいます。また、入所者からしても、外部の方とふれあう機会となり、良い影響をもたらしています。

③ACP(アドバンス・ケア・プランニング)*

施設では、以前に特養で勤務していた職員が終末期の希望を本人ではなく家族が決めていることに疑問を感じ、元気なうちに本人の希望を聞いておきたいとの想いからACPに取り組むようになりました。施設内では、職員の研修はもちろん、入所者への懇談会や入所者同士の話し合いの場を設け、家族の方にもその趣旨をご理解いただいたうえで、文書作成に取り組んでいます。

現在は、この取り組みを地域にも広げ、家族介護教室の開催やリーフレットの配付などにより周知啓発に努めています。ACPは本人の希望に沿いながら元気なうちに始めることが重要です。このACPを地域の文化として根付かせる活動を継続して行っていくことが、身寄りのない方たちや残されるご家族の一助になると考えています。



リーフレット配布と家族介護教室によるACPの啓発

*ACPとは、将来の意思決定能力の低下に備えて、今後の治療・ケアなどについて、関係者と予め話し合うプロセスで、本人の気がかりなことや価値観、治療方針などの意向を、本人が信頼する誰かと繰り返し話し合って文書化することです。

今後の展望

施設では、この他にも地域の非営利団体と協力して「赤ちゃん先生プロジェクト」を実施しており、その非営利団体よりママ講師を赤ちゃんと一緒に派遣いただき、入所者と赤ちゃんとのふれあいから、入所者もママ講師も赤ちゃんも笑顔あふれる場となっています。また、入所者が地域に出かけてボランティア活動を行う取り組みも始めました。

法人の基本理念にもあるように、これからも入所者のために、そして地域のために、これらの活動を継続し、地域のニーズに応えながら、地域と「ともに生きる社会」を基調とした社会福祉の充実を目指していきます。



このページは、お手に取った方が自由にお使いいただける内容となっています。

ご家族や地域の方で生活にお困りの方はいませんか？

お近くにある養護老人ホームを探してみましょう！（施設名や連絡先など）

私たちが受け止めます。お気軽にご相談ください。（養護老人ホーム施設使用欄）

令和2年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業
「地域共生社会の実現に向けた養護老人ホーム及び軽費老人ホームのあり方に関する調査研究事業」

令和3年3月

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-1 塩崎ビル7階

TEL:03-5211-7700 / fax:03-5211-7705 / MAIL: js.jimukyoku@roushikyo.or.jp